

特定利用空港について(お知らせ)

中標津空港が候補となっており、国と道が協議を進めています。

特定利用空港の目的など

- ① 国は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としています。
- ② 中標津空港における、本取組では、平素において自衛隊等が円滑に空港を利用できるよう、インフラ管理者（北海道）との間で意見交換等を行う枠組みを設けます。
- ③ その上で、国民保護への対応や自然災害発生時等を含めて、自衛隊等が円滑に対応できるよう、平素から空港を利用した訓練を行います。
- ④ 訓練を行うにあたって、民間の利用を妨げることはありません。
- ⑤ 民間の利用のほか、自衛隊等も円滑に利用できるように施設整備を行います。なお、あくまで民間の利用を主とした整備であり、自衛隊の基地等を整備するものではありません。

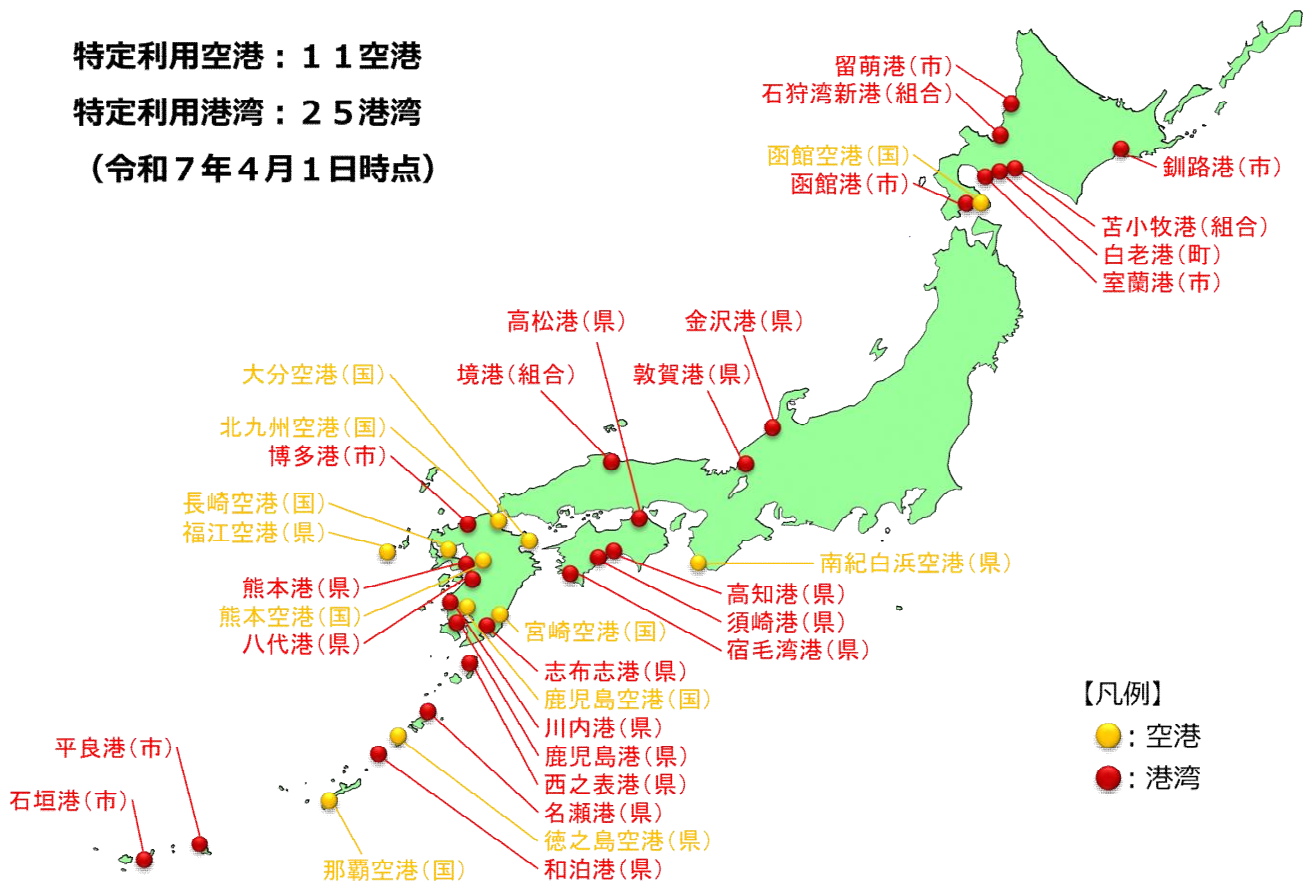
「特定利用空港・港湾」の現在の状況

令和7年4月1日現在、全国で11空港・25港湾が「特定利用空港・港湾」となっています。

特定利用空港：11空港

特定利用港湾：25港湾

(令和7年4月1日時点)



中標津空港における特定利用空港指定のQ & A

Q1 なぜ、中標津空港が対象候補となっているのか？

A 中標津空港の近傍に自衛隊の駐屯地が所在することや、施設の整備状況等も 踏まえ、国民保護への対応や自然災害発生時等のより効果的な対応が図られるという観点から選定されています。

Q2 「特定利用空港」となることで、自衛隊による訓練が増えるのではないのか？

A 自衛隊機による訓練については、年数回程度を想定しています。
なお、訓練の実施にあたっては、騒音等による生活や産業への影響に配慮して取り組みます。

Q3 「特定利用空港」となることで、攻撃目標となるのではないのか？

A 「特定利用空港」は、あくまでも平素における自衛隊等の円滑な利用が目的であり、自衛隊の基地等を設置するものではないため、「特定利用空港」となることで攻撃目標とみなされる可能性が高まるものではありません。

Q4 「特定利用空港」となることで、有事の際に利用されることになるのではないのか？

A この取組は、平素における空港の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。
武力攻撃事態における空港等の利用調整は、特定公共施設利用法など別の法律に基づいて行われます。

Q5 米軍も利用することになるのか？

A この枠組みは、国と施設管理者（北海道）との間で設けられるものであり、米軍が参加することはありません。

※ この資料は、国の公表資料等に基づいて作成しています。

■問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町役場空港対策室
TEL:0153-74-0465 FAX:0153-73-5333